郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会 現状と課題等に関するワーキンググループ(第5回) 議事要旨

1 日時:平成28年11月15日(火)14:00~16:10

2 場所:総務省11階 第3特別会議室

3 出席者:

(1) 構成員

米山主査、東條主査代理、大谷構成員、大平構成員、村本検討会座長、井手検 討会座長代理

(2) 事務局(総務省)

安藤郵政行政部長、岡崎企画課長、北林郵便課長、牛山貯金保険課長、梅村保険計理監理官、森田信書便事業課長、松岡郵政行政総合研究官、渡辺郵便課課長補佐、馬宮郵便課課長補佐

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 議題
 - ① 郵便法に定める認可・届出について
 - ② 第四種郵便物(通信教育)に関する厚生労働省からの回答
 - ③ 日本郵便株式会社への追加質問の回答【非公開】
- (3) 閉会

5 議事要旨

(1) 郵便法に定める認可・届出について

事務局から資料 1 「郵便法に定める認可・届出について」について説明した。 主な質疑応答は次のとおり。

【郵便料金の認可・届出】

大谷構成員:試験的役務はサービスの向上やイノベーションにつながっていくことを考えると、できるだけ事務負担の軽減を考えなくてはならないと思っている。国民生活などへの影響の大小に応じて公的関与の程度に差異を設けていることが分かるが、試験的役務のうち、軽微なものの基準を明確にして、その料金を事後届出にすることを考えるべき。

東條主査代理:速達等を除く任意の特殊取扱の料金規制について、新規の場合 は事前届出(10日前)であり、変更の場合は事後届出となって いる。国民生活や郵便事業収支の全体への影響度合いに応じて 公的関与に差異を設けているのであれば、新規、変更共に事後 届出でもいいのではないかという印象を受ける。

米山主査:試験的役務に関しては、サービス水準向上や国民サービスの充実等に資するものであれば、従来認可であったとしても柔軟に考えてもよいと思う。

また、約款で軽微な事項として規定している「地域及び期間」 については、「及び」ではなく「あるいは」として、例えば、期間だけを限定すればよいのではないか。

事 務 局:郵便事業の収支への影響等の状況を勘案し、現在のような規制になっている。軽微であることや影響が小さいことについて説明ができるかについてはさらに検討が必要。

東條主査代理から速達等を除く任意の特殊取扱の料金規制についてご意見があった。規制の趣旨としては、新規の場合はどのような料金設定がなされるか分からないため、事前届出としている。

頂いたご意見は、法律レベルから省令レベルまで幅広いので、 どのようなことができるか検討が必要。

なお、事後届出とされているものは、一昨年の郵便法の改正により、それまで事前届出(10日前)であったものから移行されたもの。

【業務管理規程】

- 米 山 主 査:郵便業務管理規程は郵便のサービス内容を規定しているもの。 様々な記載事項があるが、郵便のサービス内容に必ずしも合致 しない記載事項もあると思う。
- 東條主査代理:郵便業務管理規程において記載事項としている、切手の料金や 葉書の料額印面は実質的には「国民生活・経済に及ぼす影響」 とは関わりがない。利用者の利便や消費税増税等に応じて事業 者が記載事項を変更するだけのために審議会への諮問が必要と いうのは日本郵便への負担ではないか。
- 大谷構成員:郵便法施行規則第32条第8項第3号に「郵便切手等の金額の種類が適切に定められていること」という認可基準があると、金額の種類そのものを全て記載しないといけないとなる。この省令を改正する必要があるのか、業務管理規程の記載事項を変える必要があるのかなど、検討が必要だと思う。例えば、定形郵便物で複数枚の切手を購入することは利便性を欠くと思うので、そうならない程度の記述が業務管理規程になされるよう、認可基準についても見直しの要否を検討していただきたい。
- 事務局:料金に見合った切手を発行することを認可という仕組みの中で お約束していただいているということ。資料 12 ページに「ただ し、金額については、利用者の便益を考慮して会社が必要と認

める場合には右欄に掲げるもの以外のものを発行することがある」とあるので、当然、料金に応じた切手や葉書が発行されるだろうから、金額の記載までは不要ではないかという考えもあると思われる。ご指摘を踏まえて、どのようなことができるか引き続き、検討会やWGの場で検討・整理できればと考えている。

また、郵便業務管理規程とは郵便法第 70 条第 1 項にあるように「郵便の業務の管理に関する規程」であり、郵便のサービス内容を定めたものというよりは、郵便のサービスを実施するにあたって、バックヤードで行うことを定めたものであると理解いただきたい。

米山主査:業務の効率化と利用者の利便が確保されれば、金額の表は必ず しもいらないのではないか。

【郵便の業務の一部委託の認可】

大谷構成員:郵便の業務の一部委託の事例について、件数が少ないと思ったが、今後、委託先の変更等が増えるのか日本郵便に確認していただきたい。

また、離島における郵便内務事務の委託に係る変更が増える可能性があるが、当該業務は、定型的で、委託基準を定めることができる性質のものなのか合わせて日本郵便に確認していただきたい。

- 米 山 主 査: 郵便物運送委託法、郵便切手類販売所等に関する法律及び簡易 郵便局法に定められている業務以外で、定型的で、多数の者に 委託する業務がどの程度あるのか日本郵便に確認していただき たい。
- 東條主査代理:3つの法律は昭和24年に制定されたもの。委託基準による委託について、「定型的であり、多数の者に委託することが想定されている業務であること」は法令の基準ではないと理解している。この考え方が古いのではないかと思う。

過疎地域において、サービスを維持する観点から、業務委託が必要となる場合が増えることも想定されるところ、委託基準とする範囲を狭く考えるのでなく、見直していくことも必要ではないか。

- 米 山 主 査:東條主査代理の「委託基準とする範囲を狭く考えるのではなく、 見直していく必要がある」とのご意見はユニバーサルサービス の維持全体に係る重要な問題である。
- 大平構成員:郵便局が遠くて直接行くことのできない高齢者から、切手売り さばき所が近くにあると便利という声を多く聞いている。高齢 者に便利な仕組みは残していただきたい。

【郵便認証司】

米 山 主 査:司法制度を維持するためにも、重要な制度であり、郵便認証司 の制度を廃止することは難しいと思うが、例えば、罷免に関す る毎月の報告については、ここまでの頻度で行う必要があるの だろうか。

東條主査代理: 民営化から約10年経ち、事業者として政府から公役務を委託され、公文書の内容証明・送達を安定的に行っている。窓口業務を行う者は全て認証司に任命されていることを考えると形骸化しているのではないか。日本郵便の事業者としての使用人の労務管理等を通じて公文書の内容証明・送達業務の公正性・適切性が担保されるならば、制度を廃止してもいいのではないかと考えている。

また、兼業禁止について、特に過疎地域においては兼業が必要な者がいることから、今後ユニバーサルサービスを維持するために、このようなしばりをかけるのはいかがなものかと思う。

大谷構成員:制度の必要性については慎重な検討が必要。私も兼業禁止はユニバーサルサービスの維持の観点から過剰だと思う。一定の部分を日本郵便に委ねても差し支えない仕組みを探っていくべきではないか。

米 山 主 査:日本郵便自らが安定した送達を担保できるとしたら任命は不要 ということも考えられる。しかし他方で、郵便認証司制度とい う形でそれを担保することが制度的に最も低廉なコストである 可能性もある。過度な規制は不要で見直すべきではあるが、制 度的なコストを勘案しながら、慎重に検討すべきだと思う。

(2) 第四種郵便物(通信教育)に関する厚生労働省からの回答 事務局から資料2「第四種郵便物(通信教育)に関する厚生労働省からの回答 (全文)」及び資料2参考「第四種郵便物(通信教育)を利用している厚生労働 省所管の資格等」について説明した。主な質疑応答は次のとおり。

大谷構成員:利用者のニーズについて、定量的な回答もあれば定性的な表現にとどまっている回答もある。制度の見直しの要否等の議論に資するため、定量的にどの程度の受講生がいるのか等、可能であれば確認していただきたい。

#持續檢測 : 資格を取るための通信教育は国の施策に資するとの回答だが、 国の措置はない。社会的に重要であるならば、一事業者が担う ことではなく、国が何らかの措置を取るのが一般的。日本郵便 は民営化し、一事業者となった。そうであるならば、第四種郵 便物の料金を改定すべきだと思う。全体の収支を考えたときに は、コストに見合った料金であることが必要。ただ、これまで の経緯があるので、激変緩和措置としての料金体系は必要だろ う。

大学についての授業料が上がっているため、相対的に郵便料が 占める割合は減っている。このことを踏まえると、郵便料金が 負担になっている訳ではないと思うので、十分に考慮する必要 がある。

(3) 日本郵便株式会社への追加質問の回答【非公開】

事務局から資料3「日本郵便株式会社への追加質問の回答」について説明した 後、質疑応答が行われた。

(4) その他

次回の本WGは、11月22日(火)10時から開催する予定。

以上